

「景観基本計画」「景観計画」「景観条例」への対応方針について

景観基本計画

指摘事項	対応方針
<ul style="list-style-type: none"> 写真情報の追加。 (大阪医科大学はヴォーリスの建築である等) 	<ul style="list-style-type: none"> 必要と思われる写真の情報については適宜、追加する。
<ul style="list-style-type: none"> 地形的特徴と景観類型の関係を考慮し、掲載する写真等を検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> 検討する。

景観計画

指摘事項	対応方針
<ul style="list-style-type: none"> 景観計画 P7 の「建築面積 1,000 m²超」というのは、例えば、「現在 500 m²で増築 600 m²することで 1,000 m²を超える場合」、「現在 1,200 m²でさらに増築 300 m²で 1,500 m²となる場合」など色々あり、何を対象にしているのかわかりにくいのではないかと。 	<ul style="list-style-type: none"> 現在の要綱上の運用として、合計が 1,000 m²以上になるものは対象としていない。増改築の場合は、その面積が 1,000 m²超の場合が対象となる。その旨を注釈として追加する。
<ul style="list-style-type: none"> 建築確認等の他の手続と上手く連携して運用する事が望まれる。また、事前協議で協議する内容と届出後に確認する内容の違いを明確にしておく必要もある。 	<ul style="list-style-type: none"> 運用上、開発手続、建築確認等の手続の際に景観の届出をしていただくこととなります。ただし、色彩の変更に関しては現在、届出制度がありません。他市でも課題になっており、普及・啓発が必要である。 景観法に基づく届出が規定されており、届出された内容が景観計画に適合しない場合は、勧告、変更命令を行うことができる。しかし、届出行為後に変更させることは困難であるため、事前協議の段階では運用上、同じ内容について協議することとなる。

景観条例

指摘事項	対応方針
<ul style="list-style-type: none"> 基本的には審議会に諮って検討する事となっているが、全ての項目に審議会が対応するとなると大変ではないだろうか。もう少し機動的に対応できる体制を検討する事も必要ではないか。例えば審議会の中に部会を設け、もう少し軽い体制で審議できるようにする工夫もありえる。 	<ul style="list-style-type: none"> 運用に際して、時間的制約がある中で、景観審議会を機動的に開催することは困難であるため、下部組織として、審査会を設ける。(審議会規則を修正する。)

その他

景観重要樹木と保護樹木の運用について

制度名	保護樹木	景観重要樹木
定義	その美観風致を維持するために保護を必要とする樹木	景観計画区域内の良好な景観の形成に重要な樹木
根拠	緑地環境の保全及び緑化の推進に関する条例	景観法
指定基準	<p>緑地環境の保全及び緑化の推進に関する条例施行規則で定める。</p> <p>次のいずれかに該当する樹木であって、その樹木が健全で、かつ、樹容が美観上特に優れていることとする。</p> <p>(1) 1.5メートルの高さにおける幹の周囲が1.2メートル以上であること。</p> <p>(2) 樹高が10メートル以上であること。</p> <p>(3) 生育状況が特殊な樹木又は歴史上若しくは学術上価値のある樹木であること。</p>	<p>景観計画で定める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・周辺地域の良好な都市景観を特徴づけているもの ・市民に愛され親しまれているもの
助成等	<p>条例で助成の規定あり</p> <p>5,000円/年(管理費)</p>	なし
運用	景観重要樹木の指定の方針に沿う樹木については、保護樹木と重ねて指定を行うこととする。	
課題等	<ul style="list-style-type: none"> ・所有者の維持管理費用の負担が大きい。 ・景観重要樹木の所有者への助成がない。 	